

3. 道路運送法と移動・外出支援

住民主体による訪問型サービスD等の移動支援の実施形態を、道路運送法の関係で整理すると次のようになります。登録不要、登録、許可のそれぞれに、利用者や対象地域、対価についての条件や制約がありますが、その範囲内であれば、訪問型サービスD等の移動支援を実施することができます。

登録や許可を要しない活動形態（登録不要）

訪問型サービスDは、サービス提供の考え方や実施方法等において訪問型サービスB（住民主体による支援）に準じるとされているので、登録等を受けていない地域住民等のグループが域内の「ちょっとした移動」を担うことが想定されている。

登録団体は有償ボランティアの確保が容易ではない現状にある団体が多く、新たにちょっとした移動の担い手を発掘しなくては、日常生活の足が不足している高齢者を救うことは難しい。訪問Dを担おうという意欲はあっても、グループ等に登録制度を持ち込めば、立ち上がれないグループも出てくる。

「登録や許可は不要」という形態については、平成18年（2006年）に道路運送法の一部改正が行われ自家用有償旅客運送が法に例外規定として位置づけられたときに、国土交通省自動車交通局旅客課長から各地方運輸局交通部長宛てに「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」という事務連絡が発出されている。参議院国土交通委員会において「行為に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど、有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が付されたことに基づく措置である。

この事務連絡は、以来、登録を要するか否かの判断根拠として活用されてきた。この事務連絡は、まず考え方として「個々具体的な行為が、有償の運送として登録や許可を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである」として以下の4つのケースを示している。

（1）利用者からの給付が「行為に対する任意の謝礼」と認められる場合

あくまでも自発的に謝礼の趣旨でお金が支払われた場合は、登録等は不要。ただし、運賃表を定めていたり、会費やカンパ等として集めているものが運賃に相当する場合等は登録が必要としている。

国土交通省 事務連絡（平成18年）
登録不要 「道路運送法における登録又は許可を要しない
運送の態様について」から

登録や許可を要するか否かは、最終的には個別事例に即して総合的な判断を行うことが必要

ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、登録等が不要なケースの例はつぎのとおり

(1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」
認められる場合は許可等は不要



運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要。ただし、以下の場合は有償（登録や許可が必要）とみなされる ・予め運賃表などを定め金銭の收受が行われる場合 ・会費として收受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合 ・「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合

27

(2) 利用者からの支払い手段が自家栽培の野菜など即お金に両替することが困難な物等で行われる場合

日頃の運送のお礼として対価性のない野菜等を定期的に手渡す場合は、登録等は不要である。また地域通貨や、時間・サービス預託性のボランティア活動も登録等は不要としている。

上記（１）（２）については個人レベルの助けあいの範疇である。

国土交通省 事務連絡（平成18年）
登録不要 「道路運送法における登録又は許可を要しない
運送の態様について」から

(2) サービスを受けた者からの支払い手段が金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等は不要

- ・ 日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜などを定期的に手渡す場合
 - ・ 地域通貨など
 - ・ ボランティアなサービスを相互に提供しあう場合
- 将来自分が支えられる側になった際には、
積立て点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等



28

(3) 利用者からの支払いが、ガソリン代の実費や高速料金・駐車場料金のみの場合

この場合のガソリン代は、自家用有償旅客運送の「運送の対価」（サービス調整にかかわる人件費も含んでよいとされている）とは異なり、乗車前後で給油した差額程度のイメージである。実際には、ちょっとした乗車前後にそのような手間をかけることは不可能に近いので、実績からガソリン代を割り出してキロいくらとして運用せざるをえないだろう。複数の乗車があった場合は人数で割り戻す必要があり、バス料金のようにそれぞれから支払いを求めることはできないと考えられる。

国土交通省 事務連絡（平成18年）
登録不要 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」から

(3) サービスを受けた者からの支払いが実際の運行に要するガソリン代、道路使用料、駐車場代に限定されている場合

(4) 市町村が公費で負担するなど サービスを受けた者が対価を負担していない場合

- 市町村の事業として、市町村の保有する車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合。
- デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコストを利用者個々から収受しない場合（自己の生業と密接不可分な輸送＝自家輸送）

⇒ 病院や学校、施設等から委託を受けて送迎する場合、経費の全額を委託者等が負担している場合は登録が必要
 ⇒ 訪問介護事業所が行う運送（介護保険給付適用）は登録を要する



29

(4) 市区町村が公費で負担するなど、利用者が対価を負担していない場合

①市区町村の事業として、市区町村が保有する車両で送迎が実施され、費用の全額が市区町村によって賄われ、かつ利用者に負担を求めない場合

車両や保険、ガソリン代の費用全額を市区町村が負担していれば、登録は不要である。

後述するように、通所型サービスBの送迎部分を別グループが担うとき、車両購入費を含め補助金は市区町村の裁量に委ねられているが、運輸支局によっては、グループ等に対して車両購入費を補助するなら登録が必要という判断をする場合がある。「事務連絡」の冒頭で「登録や許可を要するか否かは、最終的には個別事例に即して総合的な判断を行う」としており、事実、各地の運輸支局等の判断は統一されていない。

車両や保険等が市区町村のものであれば（リースする場合も同様）、全国の運輸支局・運輸局・旅客課ともに一致して「登録等は不要」と判断している。

②自家輸送の場合

病院や作業所、ゴルフ場、ホテル・旅館等の利用が主たる目的で、利用者が送迎にかかわる負担をしていないケース（自家輸送）が想定されている。訪問型Dの2種類のうち（後述）サロンの送迎部分を利用者負担なしで行う場合は、登録等は不要である。サロンの帰りに買い物をすることも可能。買い物が困難な地域では、ショッピングセンター内に要支援者を中心とした集いの場と買い物支援を目的としたサロンを設置し、その送迎を利用者負担なしで行っている事例などがある。

③家事や身辺援助の提供が中心であり、運送について別途負担を求めない場合

子供の預かり（ファミリーサポートセンター事業）と同様に、メインが家事・身辺援助（ごみ出し、庭の草取り等）であり、それらと一体的に行われる運送（外出準備や見守り）であって、運送部分に別途対価が含まれていなければ登録等は不要である。訪問Dの1 類型はこれを想定しており、補助金等についても訪問Bに準じるとされている。

④利用者の所有する車両を使用する場合

利用者が所有する車両を使用して送迎を行う場合は、運転者に対して報酬が支払われていても、登録や許可は不要とされている。自動車の提供とともに行われる運送は道路運送法の対象となるが、車両が利用者のものであれば運送行為が成立せず道路運送法の対象にはならない。したがって、報酬が毎回支払われても登録や許可は不要とのことである（ただし、自動車運転代行業や人材派遣業等とみなされる場合は除く）。

毎回乗車する利用者が車両を提供する（別途複数人が乗車することもあり）というような方法も考えられる。

国土交通省 事務連絡（平成18年）
登録不要 「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」から

(4) 市町村が公費で負担するなど サービスを受けた者が対価を負担していない場合

- **子どもの預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスで、運送に対する固有の対価の負担を求めないものである場合**
⇒ ただし、運送を行う場合と行わない場合とで対価が異なる場合や、運送に対する反対給付が特定される場合は**登録が必要**
- 利用者が所有する車を使用して行う場合は、（運転を任せただけなので）運転役務として報酬が支払われても運送の対価とはならない（道路運送法の対象外）⇒ただし、運転代行業、人材派遣業等とみなされる場合は、関係法令を適用

・ **運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について**
地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、**地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい。**
なお、上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。

事務連絡は
地方運輸
局長宛て

30

各運輸局宛ての事務連絡は「運輸局及び運輸支局等による相談の受け入れ体制について」として、最後に次のように締めくくられている。

「地域のボランティア活動を行っている団体等から有償の運送の相談を受けた場合には、積極的に応じるとともに、地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい。なお、上記に示した事例は、あくまでも例示に過ぎないので、不明な場合は、その都度本省に照会されたい。」

文中「有償の運送の相談」とあるのは、自家用有償旅客運送の制度が正に始まろうとしているときに発出されたという事情もあろうが、「登録又は許可を要しない運送の態様」という表題からすれば「地域における助け合い活動、ボランティア活動による移動制約者の円滑な移動が過度に萎縮することのないよう十分配慮して適切に対応されたい」という部分は重要であり、注目する必要がある。

現状では、運輸支局によって事務連絡の趣旨に沿わない、地域における助け合い活動等を過度に委縮させるような運用をしている例が散見される。「それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行う」といっても、合理的理由もなく運輸支局によって判断が異なっているということではなく、問題である。また、それに対し、住民サイドに立って運輸支局に対して問題を指摘すべき自治体が、ただ受け入れるだけにとどまっていることも残念なことである。独居や高齢者のみ世帯が増えている現状のなかで、外出しにくいことにより、会話しない（できない）、閉じこもり、冷蔵庫にあるもので済ませ低栄養になる高齢者が要介護への道を歩むことがないよう、自治体や住民等で知恵を発揮する必要がある。

登 録（自家用有償旅客運送）

自家用有償旅客運送として「登録」を受けて実施するケース。利用者から運賃に該当する対価を受取ることができる。

- ・ 自家用有償旅客運送には、非営利団体が行う「福祉有償運送」と「公共交通空白地有償運送」、市町村自らが行う市町村運営有償運送（市町村福祉輸送、交通空白輸送）の4種類がある。
- ・ 福祉有償運送は、身体障がい者、要介護・要支援認定者、内部障がい者、知的障がい者、精神障がい者など利用対象者が限定され、実施するには、まず自治体が主宰する運営協議会で、必要性や対価や区域について、地域の関係者の合意を得ることが必要。複数乗車を行う場合にも運営協議会での合意が必要である。
- ・ 公共交通空白地有償運送は、利用者を地域住民や来訪者としており利用者は限定されていないが、運送の区域が制限されたり、公共交通空白地有償運送の必要性がなかなか認められないという現状にある。実施するには運営協議会や地域公共交通会議で認められる必要がある。

移動・外出支援と道路運送法

登 録

自家用有償旅客運送

◆市町村運営有償運送（市町村運営福祉有償、交通空白地有償）

◆福祉有償運送 … 利用者は イ)身体障害者 ロ)要介護認定者

ハ)要支援認定者 ニ)その他肢体不自由、内部障がい、知的障がい、精神障がい、その他の障がいを有する者（複数乗車も可）

その他首長が認めた者（2015年法改正）

・非営利の法人や法人格がない自治会・町内会などが登録して行う

・運賃は営利に至らない範囲

・訪問事業所であれば、介護保険の乗降介助が適用

◆公共交通空白地有償運送(過疎地有償運送改め)…利用者は地域住民や来訪者等
地域公共交通会議で合意



許 可

下記の①のみ、または①+②の事業者があり、法人の種別を問わず取得できる。住民主体によるサービスを創出することが困難な地域で、①+②の事業者から協力が得られれば、訪問型サービスDの補助対象となりうるケース。

①福祉輸送事業限定許可（介護タクシー事業）

利用者を主に障がい者や要介護認定者・要支援認定者、病気やケガの人を対象とするタクシー。青ナンバー車両で運転者は二種免許所持者、流し営業や利用者の乗合はできない。運賃は「ケア運賃」と呼ばれ弾力的に認可される。

②道路運送法第78条3項に基づく有償運送許可（4条ぶら下がり許可）

訪問介護事業所が①の許可を受けた場合、その事業所のヘルパー（一種免許）が許可を受けると、白ナンバーで有償運送を実施することができる。ただし、ケアプランと連動したサービスのみ。対価は「介護運賃」と呼ばれ弾力的に認可される。

移動・外出支援と道路運送法

許 可

<介護タクシー>

緑ナンバー（患者等輸送限定許可）…

利用者は、要介護・要支援認定を受けている者、障がい者など単独ではタクシー等を利用することが困難な者とその付添人

<ぶらさがり許可>

白ナンバー…

訪問介護事業所が介護タクシー事業の許可を受けた場合は、その事業所のヘルパーは許可を受ければ自家用車両、1種免許で移動支援を行うことができる。

利用者は介護保険の要介護認定者。ケアプラン必要。
乗車又は降車の介助については介護保険を適用できる



20

※2006年9月29日に発出された自動車交通局旅客課長による事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容を整理した図